

# ASEAN経済共同体とは何か

～青写真から読む～

石川 幸一

ASEANは、二〇一五年にASEAN共同体を創設する。ASEAN共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の三つの共同体から構成される。ASEAN共同体とは何かについては、首脳会議での宣言、協定、行動計画などが発表されてきたが、必ずしも明確にはなっていない。三つの共同体のうち、経済共同体については、二〇〇七年十一月にブループリント（青写真）が発表され、具体像が示された。なお、安全保障共同体と社会文化共同体のブループリントは二〇〇八年の首脳会議で採択される予定である。

## FTAから統合が深化

ブループリントは、ASEAN経済共同体の四つの特徴として、単一の市場と生産基地、競争力のある地域、公平な経済発展、グローバルな経済への統合、をあげている。また、コア・エレメントとして物品の自由な移動からグローバル・サプライ・ネットワークへの参加など十七項目をあげている。ブループリントの構成は、四つの特徴の各コア・エレメントに措置とスケジュールを提示し、実施メカニズ

ムと戦略スケジュールを加えたものである。戦略スケジュールは、二〇〇八―二〇〇九年のフェーズ1から二〇一四―二〇一五年のフェーズ4まで四段階となっている。

ブループリントによると、ASEAN経済共同体は、「物品、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動が実現した地域」である。ブループリントが実現するとASEANはどのような地域になっているのだろうか。

物品の移動では関税はほぼ撤廃されているし、非関税障壁も撤廃することになっている。その意味では二〇一五年に質の高いFTAが実現している。ただし、関税同盟ではないため自由に移動できるのは原産地規則を満たした物品のみである。外国品を差別する内国税の撤廃など内国民待遇については言及されていない。また、政府調達の外国企業への開放は全く対象となっていない。関税が撤廃されても製品規格が異なると自由な移動は難しいが規格の相互承認は、電気電子などいくつかの品目に限られており範囲が狭い。

欧州共同体（EC）は、「ある国で合法的に生産・流通する製品は他の国でも流通を認めら

ねばならない」という原則を、「必要最低限の調和」と「相互承認」を組み合わせた新アプローチにより実現している。こうしたアプローチは、試験検査機関、人材、制度面での発展と蓄積が必要だが、今後ASEANも学ぶ点の一つであろう。

欧州では、域内国境の税関を廃止し物品、人の自由移動と輸送の円滑化を実現し、多大のコストの削減に成功した。ASEANは関税同盟ではないため、域内貿易についても税関は今後も必要である。

サービス貿易は全分野が開放されるとなっている。モード別にみると第1モード（サービスの越境）と第2モード（国外消費）は自由化が進むだろうが、第3モード（業務拠点）は外資出資比率が七〇％であり、第4モード（サービス供給者の越境）はどの程度開放されるのか明確でない。熟練労働者の移動は、貿易、投資に従事する熟練労働者、専門家が対象であり、資格の相互承認は自由職業サービス（専門サービス）が対象である。

投資は、投資前と後の内国民待遇を認めるとしておりかなり自由化が進むだろうが、最小限の制限は残るとしている。最小限の内容は明らかにされていない。

物品、サービス、資本、人の自由な移動が実現した地域統合は「共同市場」であるが、ASEAN経済共同体では前述のように物品、サービスと生産要素の自由な移動は十分には実現していない。また、共通関税は導入されていないことから、「FTAプラス」と言えよう。日

表 ASEAN経済共同体（AEC）とEC、EPA、狭義のFTAの対象範囲の比較

	EU	AEC	EPA	FTA（狭義）
関税撤廃				
共通対外関税		×	×	×
非関税障壁撤廃				
サービス貿易自由化				×
規格・標準の統一、相互承認				×
人の移動				×
投資自由化				×
政府調達		×		×
競争政策				×
域内協力				×
共通通貨		×	×	×

（注） は実現している、 は対象としているが実現は不十分、 ×は実現していない、あるいは、対象としていないことを示している。ただし、厳密なものではない。たとえば、共通通貨はEU27か国中導入しているのは15ヶ国である。FTAでも米国の締結するFTAは、広範囲のサービス貿易自由化、知的所有権保護などを規定している。

（出所）執筆者が作成

から構成されている。主要な点は、国際機関として法人格を付与、ASEAN首脳会議が最高意思決定機関で年二度開催、ASEAN調整委員会（従来の外相会議）と共同体委員会を設置、人権機関の設置、協議と全会一致による意思決定を行い、全会一致ができない場合は首脳会議が決定、深刻な憲章の侵害行為・不履行は首脳会議が決定、紛争解決を規定、などである。

二〇〇七年一月の首脳会議に提出された賢人会議の報告書は、ASEANの目的、原則、合意への重大な違反や不履行に対しては、除名を含む、権利、特権の停止などの措置をとること、コンセンサス方式を原則とし、安全保障と外交政策以外の分野では、コンセンサス方式で決定が出来ない場合は多数決によること、を提案していた。採択された憲章は、首脳会議での多数決による決定の余地が残されているが、報告書で示された抜本的な提案からは後退した内容となっている。

憲章では、経済関係の決定の実施について、合意が得られれば、実施できる国から実施するという「ASEAN X」方式を含む柔軟な方式が採用されるとしている。サービス貿易と投資は「ASEAN X」方式が採用されている。ASEANの多様性と経済格差を考慮すると、柔軟な対応を続けることも必要だが、柔軟な対応ではブループリントの実施が担保されるのか、疑問である。憲章の首脳会議での運用が重要になってくるだろう。

（いしかわこういち・アジア研究所教授）

本政府が進めているEPAとも自由化などの対象範囲は重なっている（表）。

### 課題はブループリントの実行

重要なのは、ブループリントが実行されるかである。欧州では、関税同盟は一九六八年、共通農業政策は一九六九年には実現したが、EC条約が目標として掲げていた共同市場は実現していなかった。その理由となったのが市場統合に関する法令採択には全会一致が必要だったことである。そのため、欧州共同体は、一七八七年に単一欧州議定書を発行させ、市場統合に関しては特定多数決制を導入した。特定多数

決制の導入により市場統合は具体的に進みだし歴史がある。

ASEANは、共同体創設に向けての意思決定の迅速化と決定事項の確実な実施、事務局機能の強化を目的に二〇〇七年の首脳会議でASEAN憲章を採択した。ASEAN憲章は、ASEANに法的な基盤を与えるものであり、共同体を構築するための法的・制度的な枠組みとなる。バンコク宣言を基盤としており法的基盤が弱かったASEANは、ASEAN憲章により制度的に強化され、決定が法的拘束力を持つようになる。

ASEAN憲章は、前文、十二章、五十五条